

東京成徳大学学則 (H18.4.1 改正)

第1章 総則

第1節 目的

(目的)

第1条 本学は、「有徳の人間形成」という建学の精神に基づき、社会の要請に応えて学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、創造性と実践性に富んだ人材を育成することを目的とする。

(自己点検・評価及び認証評価)

第2条 本学は、その教育水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 本学は、前項の措置に加え、本学の教育研究等の総合的な状況について、定期的に、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。

第2節 組織

(学部)

第3条 本学に、人文学部及び子ども学部を置く。

2 前項の学部には置く学科、専攻及び入学定員並びに収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	編入学定員	収容定員
人文学部	日本伝統文化学科	60人	3年次 4人	248人
	国際言語文化学科			
	英米言語文化専攻	40人	3年次 3人	166人
	アジア言語文化専攻	50人	3年次 3人	206人
	福祉心理学科	70人	3年次 5人	290人
	臨床心理学科	70人	3年次 5人	290人
子ども学部	子ども学科	90人	3年次10人	380人

(大学院)

第3条の2 本学に、大学院を置く。

2 大学院に関する事項は、東京成徳大学大学院学則に定める。

(図書館)

第4条 本学に、図書館を置く。

2 図書館に関する事項は、別に定める。

(事務局)

第5条 本学に事務局を置く。

2 事務局に関する事項は、別に定める。

第3節 職員組織

(職員)

第6条 本学に、学長、教授、助教授、講師、助手、事務職員及びその他の職員を置く。

2 前項に規定するもののほか、学長の職務を補佐するため、副学長を置くことができる。

(職制)

第7条 本学に、学長、副学長、学部長、学科長、共通領域部長、大学院研究科長、図書館長、教務部長、学生部長、就職部長及び事務局長を置く。

2 前項に規定する学長、副学長、学部長、学科長、共通領域部長及び大学院研究科長の選考、任期

その他必要な事項は、別に定める。

第4節 運営委員会及び教授会

(設置)

第8条 本学に、学長の諮問に応じ、本学の運営に関する重要事項を審議するため、大学運営委員会を置く。

2 大学運営委員会の運営に関する事項は、別に定める。

第9条 本学の各学部に、学部の運営に関する重要事項を審議するため、教授会を置く。

2 教授会の運営に関する事項は、別に定める。

第5節 学年、学期及び休業日

(学年)

第10条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第11条 学年を分けて、次の2期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第12条 休業日は、次のとおりとする。

(1)日曜日

(2)国民の祝日に関する法律に規定する休日

(3)学園創立記念日 11月26日

(4)春季休業 3月26日から4月10日まで

(5)夏季休業 8月1日から9月30日まで

(6)冬季休業 12月26日から翌年1月7日まで

2 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認めたときは休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

第2章 学部通則

第1節 修業年限及び在学年限

(修業年限及び在学年限)

第13条 修業年限は4年とする。

2 学生は、8年を超えて在学することはできない。ただし、第19条の規定により入学した学生については、同条第2項の規定により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することはできない。

第2節 入学

(入学の時期)

第14条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第15条 本学に入学することのできる者は、次のいずれかの一に該当する者とする。

(1)高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)

(2)外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

(3)文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

- (4)文部科学大臣の指定した者
- (5)大学入学資格検定規程により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者
- (6)その他大学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(入学の出願)

第16条 本学に入学を志願する者は、本学所定の願書その他必要な書類に別表(1)の入学検定料を添えて提出しなければならない。

2 提出の時期、方法等については別に定める。

(入学者の選考)

第17条 前条の入学志願者の選考については、別に定めるところによる。

(入学手続き及び入学許可)

第18条 前条の選考に合格した者は、所定の期日までに誓約書を提出し、入学金及び学納金を納入しなければならない。

2 前項の入学手続きを完了した者には、入学を許可する。

(編入学、転入学及び再入学)

第19条 次の各号の一に該当する者で、本学に編入学を志願する者には、選考のうえ、3年次に入学を許可する。ただし、転入学及び再入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り選考のうえ、相当年次に入学を許可することがある。

(1)大学を卒業した者又は退学した者

(2)短期大学、高等専門学校、国立工業教員養成所又は国立養護教諭養成所を卒業した者

(3)専修学校の専門課程のうち文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者

(4)学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第92条の3に定める従前の規定による高等学校、専門学校又は教員養成諸学校等の課程を修了し、又は卒業した者

2 前項により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱い、並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て、学長が決定する。

第3節 教育課程及び履修方法等

(授業科目)

第20条 授業科目の種類、単位数は別表(2)及び別表(3)のとおりとする。

2 授業科目の履修方法等については、別に定める。

(授業期間)

第21条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(単位の計算方法)

第22条 各授業科目に対する単位数は、次の基準によって計算する。

(1)講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。

(2)実験・実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文の授業科目については、学習の成果を評価して単位を授与することが適当と認められる場合には、別表の当該科目の単位数とする。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第23条 本学は、教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議により、大学又は短期大学の授業科目を履修することを認めることができる。

2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位については、教授会の議を経て、30単位を超えない範囲で、本学において修得したものとみなすことができる。

3 前2項の規定は、本学の承認を受けて、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合にも準用

する。

4 学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合の履修期間は、1年を限度として本学の在学年数に通算する。

5 前4項の実施に関して必要な事項は、別に定める。

(教育職員免許状の取得)

第24条 教育職員の資格を取得しようとする者は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 本学で取得できる教育職員免許状の種類は、次のとおりとする。

学部	学科	免許状の種類	免許教科
人文学部	日本伝統文化学科	中学校教諭一種免許状	国語
		高等学校教諭一種免許状	国語
	国際言語文化学科		
	英米言語文化専攻	中学校教諭一種免許状	英語
		高等学校教諭一種免許状	英語
	アジア言語文化専攻	中学校教諭一種免許状	中国語、韓国語
		高等学校教諭一種免許状	中国語、韓国語
	福祉心理学科	高等学校教諭一種免許状	福祉
		養護学校教諭一種免許状	
	臨床心理学科	中学校教諭一種免許状	社会
子ども学部	子ども学科	幼稚園教諭一種免許状	

(保育士資格の取得)

第24条の2 子ども学部子ども学科において保育士の資格を得ようとする者は、児童福祉法施行規則第39条の2第1項第3号の規程により、厚生労働大臣の定める科目を履修し、単位を修得しなければならない。

(単位修得の認定)

第25条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には所定の単位を与える。

2 単位の認定は、試験によって行う。ただし、授業科目の種類によっては、その学習の成果を評価して単位を与えることができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第26条 教育上有益と認めるときは、本学に入学する前に大学又は短期大学等において修得した単位を、本学に入学した後の本学における履修により修得したものとみなすことができる。

(成績の評価)

第27条 成績の評価は、A・B・C・Dの4段階とし、A・B・Cを合格とする。

(再試験等)

第28条 不合格者及び病気等やむを得ない事由により試験を受けることができなかつた者に対しては、別に定めるところにより再試験等を行うことがある。

第4節 休学、復学、転学科、転学及び退学

(休学)

第29条 病気その他やむを得ない事由のため、3か月以上修学することができない者は、所定の様式による願書を提出して学長の許可を受けなければならない。

2 疾病のため修学することが適当でないと認められた者については、学長は、休学を命ずることができる。

(休学期間)

第30条 休学の期間は1年以内とする。ただし、特別の事由があると認められた場合は、1年を限度と

して休学期間の延長を認めることができる。休学期間は在学年数に算入しない。

(復学)

第31条 休学の理由が消滅し、復学しようとするときは、所定の様式による願書を提出し、許可を得て復学することができる。

(転学部又は転学科)

第32条 他の学部又は他の学科へ転ずることを希望する者があるときは、当該学部又は学科(専攻)に欠員がある場合に限り、教授会の議を経て、学長が転学部又は転学科を許可することができる。

2 転学部又は転学科に関して必要な事項は、別に定める。

(転学、退学)

第33条 転学又は退学を希望する者は、所定の様式による願書を提出して学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第34条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て、学長が除籍する。

- (1) 本学において、修学する意志がないと認められる者
- (2) 督促を受けた滞納学費を指定された期限までに納入しない者
- (3) 第13条第2項に規定する在学年限を超えた者
- (4) 死亡又は行方不明の者
- (5) 第30条に規定する休学期間を超えた者

第5節 卒業及び学位

(卒業の要件及び認定)

第35条 本学に4年以上在学し、第20条の規定に基づく授業科目を履修して124単位以上を修得した者には、教授会の議を経て、学長が卒業を認定し、卒業証書を授与する。

2 3年次に編入学した者に前項の規定を適用する場合には、「4年」とあるのは「2年」と読み替え、62単位以下を1年次及び2年次において修得したものとみなすことができる。

(学位)

第36条 卒業した者は、次に従い学士と称することができる。

学部	学科	学士の学位の専攻分野の名称
人文学部	日本伝統文化学科	学士(日本伝統文化)
	国際言語文化学科	学士(国際言語文化)
	福祉心理学科	学士(福祉心理学)
	臨床心理学科	学士(臨床心理学)
子ども学部	子ども学科	学士(子ども学)

第6節 賞 罰

(表彰)

第37条 学生としての表彰に値する者は、教授会の議を経て、学長が表彰する。

(懲戒)

第38条 学生で本学の秩序を乱し、又は学生の本分に反する行為があった者は、教授会の議を経て、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学・停学・訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められた者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由なく出席常でない者

(4)大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第7節 厚生施設

(厚生施設)

第39条 本学に学生の健康を増進し、その厚生に資するため、厚生施設を設ける。

2 厚生施設に関する事項は、別に定める。

第8節 研究生、科目等履修生、外国人留学生及び海外帰国子女

(研究生)

第40条 本学の学生以外の者で特定の専門事項について研究を希望する者があるときは、本学の教育研究に支障のない場合に限り、選考のうえ、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生に関する事項は別に定める。

(科目等履修生)

第41条 本学の学生以外の者で一又は複数の授業科目について履修を希望する者があるときは、本学の教育研究に支障のない場合に限り、選考のうえ、科目等履修生として入学を許可することができる。2 科目等履修生に対する単位の授与については、第25条の規定を準用する。

3 科目等履修生に関する事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第42条 外国人で、本学に入学を志願する者があるときは、別に定めるところにより、選考のうえ、入学を許可する。

2 前項の規定により入学を許可された外国人留学生の教育課程については、別に定める。

(海外帰国子女)

第43条 海外帰国子女で、本学に入学を志願する者があるときは、別に定めるところにより、選考のうえ、入学を許可する。

2 前項の規定により入学を許可された海外帰国子女の教育課程については、別に定める。

第9節 入学検定料、入学金及び学納金

(学納金等の額)

第44条 本学の入学検定料、入学金及び学納金(授業料・学外特別授業費・施設設備費・維持費)は、別表(1)のとおりとする。

2 学納金等の納入時期、納入方法等必要な事項は、別に定める。

(授業料の納付)

第45条 授業料は、年度ごとに別表(1)により納入しなければならない。

2 授業料は、年額の2分の1額を次の2期に分けて、所定の期日までに納入しなければならない。

ただし、やむを得ない事由があると認めるときは、願出によって納入期限の猶予又は分割納付を認めることがある。

前期 4月

後期 10月

3 施設設備費及び維持費は、別表(1)により毎年度前期授業料と同時に納入する。

(退学及び休学の場合の授業料)

第46条 前期又は後期中途で退学した者又は除籍された者の当該期分の授業料は、徴収する。

2 停学期間中の授業料は、徴収する。

3 休学を許可された者及び命ぜられた者の休学期間中の授業料は、2分の1額を徴収する。

(既納の学納金等)

第47条 既納の学納金等は、原則としてこれを還付しない。

第10節 公開講座

(公開講座)

第48条 社会人の教養を高め地域社会の文化向上に資するため、本学に公開講座を設けることができる。

2 公開講座実施に関する事項は、別に定める。

附 則

この学則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 平成6年3月31日に在学する者に係る授業料の額は、改正後の別表(1)の3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 平成7年3月31日に在学する者に係る授業料の額は、改正後の別表(1)の3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成7年4月4日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 平成8年3月31日に在学する者に係る授業料の額は、改正後の別表(1)の3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 第3条第2項に規定する「収容定員」は、同項の規定にかかわらず、平成9年度及び平成9年度から平成11年度までは、次のとおりとする。

学 科	収 容 定 員		
	平成9年度	平成10年度	平成11年度
日本語・日本文化学科	285人	290人	290人
英語・英米文化学科	325人	330人	330人
福祉心理学科	225人	250人	270人

- 3 第23条及び第35条第1項の改正は、平成9年度第1年次入学者から適用し、平成9年3月31日に在学する者又は平成9年度及び平成10年度に編入学した者は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 第47条第3項に規定する休学期間中の授業料は、平成10年3月31日既に休学している者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表(1)の入学検定料及び入学金の額は、平成10年度入学者から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表(2)の「教育課程表」に規定する授業科目の履修は、平成11年度第1年次入学者から適用し、平成11年3月31日に在学する者又は平成11年度及び平成12年度に編入学した者は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 第3条第2項に規定する臨床心理学科の「収容定員」は、同項の規定にかかわらず、平成12年度から平成14年度までは、次のとおりとする。

学 科	平成12年度	平成13年度	平成14年度
臨床心理学科	70人	140人	215人

- 3 改正後の別表(1)の3の「(2)学外特別授業費」は、平成12年度第1年次入学者から適用する。
- 4 改正後の別表(2)の「5. 専門領域福祉心理学科」に規定する授業科目の履修は、平成12年度第1年次入学者から適用し、平成12年3月31日に在籍する者又は平成12年度及び13年度に編入学した者は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 第3条第2項に規定する日本伝統文化学科及び国際言語文化学科英米言語文化専攻並びにアジア言語文化専攻に係る「収容定員」は、同項の規定にかかわらず、平成13年度から平成15年度までは、次のとおりとする。

学 科	収 容 定 員		
	平成13年度	平成14年度	平成15年度
日本伝統文化学科	60人	120人	184人
国際言語文化学科			
英米言語文化専攻	40人	80人	123人
アジア言語文化専攻	50人	100人	153人

- 3 第22条及び第37条第1項又は第26条の改正は、平成13年度第1年次入学者から適用し、平成13年3月31日に日本語・日本文化学科及び英語・英米文化学科又は福祉心理学科に在学する者並びに当該学科に平成13年度及び平成14年度に編入学した者は、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 第3条第2項に規定する子ども学部子ども学科に係る「収容定員」は、同項の規定にかかわらず、平成16年度から平成18年度までは、次のとおりとする。

学 部	学 科	平成16年度	平成17年度	平成18年度
子ども学部	子ども学科	90人	180人	280人

附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行し、平成18年3月31日に在学する者並びに平成18年度及び平成19年度に編入学した者に適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表(2)の「人文学部教育課程表」に規定する授業科目の履修は、平成18年度第1年次入学者から適用し、平成18年3月31日に在学する者又は平成18年度及び平成19年度に編入学した者は、なお従前の例による。